

経 支 第 8 3 号

平成 2 5 年 4 月 3 0 日

勧告しない通知書

株式会社大久保製塩所

代表取締役 大久保 保 様

千葉県知事 鈴木 栄 治

大規模小売店舗の届出に係る意見について

平成 2 5 年 3 月 4 日付け経支第 1 0 9 1 号で受理した大規模小売店舗立地法第 8 条第 7 項の規定による下記店舗に係る通知については、「県意見に対する騒音対策については対応が不十分であるものの、店舗周辺地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼすとまでは認められないため、勧告を行わない」こととしたので通知します。

なお、平成 2 5 年 3 月 7 日付け経支第 1 0 9 3 号で大規模小売店舗立地法第 1 4 条の規定により荷さばき時間の実績及び現況の夜間の騒音レベルの実測値の報告を求めたにもかかわらず、近隣住民の苦情はなく必要性がないとして現況の夜間の騒音レベルの実測値の報告がありませんでした。

今後は、適切に対応してください。また、周辺住民から苦情があった場合は、適切な措置を講じてください。

さらに、荷さばき作業時間が届出の内容とかい離していることから、引き続き 3 か月間、実績について同法同条の規定による報告を求めます。

今後は、届出の内容に沿った荷さばき作業時間となるよう努めてください。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 三山大久保ビル

所在地 船橋市三山九丁目 6 9 5 番地 4